

◇◇◇浄化槽で、快適な生活と美しい環境づくり◇◇◇

令和7年度高根沢町浄化槽設置整備費補助金制度

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境の保全を図るため、本町では、公共下水道等の整備構想のない区域や整備が当面先の区域の生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理することができる浄化槽の設置を促進しています。公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域を除いた地域にお住まいで、浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

※浄化槽とは「環境配慮型浄化槽」のことを指します。

1. 補助金を受けることのできる方

- ①公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域を除いた地域に、住宅を所有又は新築を予定し、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする方。
- ②補助金の対象となるのは、専用住宅です。ただし、居住部分が延べ床面積の1/2以上となる併用住宅を含みます。居住が目的であっても離れ・納屋等からの排水を処理するために設置する浄化槽は補助対象外です。

2. 補助金の対象とならない方

- ①浄化槽法の規定による設置の届出の審査又は、建築基準法の規定による確認を受けずに設置する方
- ②販売又は、賃貸を目的とした専用住宅に浄化槽を設置する方
- ③補助金申請前に、浄化槽の設置工事に着手した方
- ④町税等の滞納者

3. 補助対象経費

- ①浄化槽設置費・・・浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費
 - ②宅内配管工事費・・・浄化槽への流入管、浄化槽からの放流管、ますの設置に係る費用
- ※②については、専用住宅に設置している単独処理浄化槽を環境配慮型浄化槽に入れ替える場合のみ対象となります。ただし、建築基準法の規定による確認を要する家屋の増築や改築に伴い単独処理浄化槽を入れ替える場合は対象外です。
- ※補助金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てになります。

区分	5人槽	7人槽	10人槽
浄化槽設置費限度額	332,000円	414,000円	548,000円
宅内配管工事費限度額	300,000円		

4. 補助の対象となる浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号。）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが $20\text{mg}/\ell$ （日間平均値）以下の機能を有する環境配慮型浄化槽になります。環境配慮型浄化槽の適合機種につきましては、一般社団法人浄化槽システム協会のHP等にてご確認ください。

5. 補助の流れ

交付申請書を提出する際に、次にあげる書類を添付してください。また、本人以外の申請の場合には、必ず委任状を添付してください。

申請者	上下水道課
(1) 補助金の申請	受付・内容確認・現地調査等
①浄化槽設置整備費補助金交付申請書 ○事業計画書・収支予算書 ○設置場所の案内図・配置図（放流経路図）及び建物平面図 ○建築確認申請書等（写） ※浄化槽設置のみの場合は不要 ○浄化槽設置届（写）又は浄化槽仕様書（写） ・環境保全に関する誓約書（写） ・形式適合認定書、別添仕様書及び図面 ・浄化槽（7条）法定検査依頼書 ・浄化槽放流水敷地内処理関連書類 ○浄化槽整備士免状（写）、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書（写） ※昭和63年以降の免状取得者は、講習会修了証書は不要 ○登録証、登録浄化槽管理票（C票）、保証登録証 ○見積書（写） ○町税等完納（収納）証明書 ○単独処理浄化槽・くみ取り式便槽の設置状況を確認できる書類（転換の場合） ○本人申請以外は委任状 ○浄化槽設置場所が借地の場合は、所有者の承諾書等	申請書の提出
交付決定通知書受領	浄化槽設置整備費補助金交付決定 交付通知書及び指令書を送付
(2) 工事着工	
①浄化槽設置整備事業着手届提出	
(3) 工事完了	受付・内容確認・現地審査等
①浄化槽設置整備事業完了届 ○施工状況のチェックリスト ○浄化槽設置工事写真 ○浄化槽使用廃止届出書（該当者のみ） ○既製底版コンクリート(PC板)を使用した場合、既製品の強度等を証明する書類（仕様書等） ②浄化槽設置整備費補助金実績報告書 ○実績報告書、収支決算書 ○浄化槽維持管理業務委託契約書等（写） ○領収書（写）	報告書の提出 工事完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日
確定通知書等受領	浄化槽設置整備費補助金交付決定 交付決定通知及び指令書、請求書を送付
(4) 補助金請求	指定された金融機関口座に入金
①請求書を提出	

※実績報告時に、交付申請時から住所変更があった場合は、住民票を添付してください。

6. 法定検査

浄化槽を設置された方は、法定検査を受検しなければなりません。法定検査には、設置後に行う「7条検査」と毎年1回行う「11条検査」があります。

検査の申込みは、保守点検を実施する業者又は栃木県浄化槽協会にご相談ください。

7. 補助金申請等に関する注意事項

※下記の点について、特にご注意ください。

交付申請書	(1) 事業計画書において施工期間（着手予定年月日等）に変更があるときは、必ずご連絡ください。 (2) 浄化槽設置整備費補助金交付申請書に、次の書類の添付漏れが無いようにしてください。 ①町税等完納(収納)証明書 ②転換の場合は、単独処理浄化槽または汲み取り式便槽の設置状況を確認できる書類
着手届	(1) 事業着手届は、工事着手前又は着手後速やかに提出してください。 ※着手届提出前に工事が完了した場合、補助金が交付できない場合があります。
完了届	(1) 工事の現場写真は、指定の方法で撮影してください。撮影年月日を明示して撮影してください。 ※施工・写真などが不備な場合は、補助金が交付できない場合があります。 (2) 浄化槽の使用を廃止した場合は、必ず使用廃止届出書を提出してください。
実績報告書	(1) 工事完了後 30 日以内、又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに必ず提出してください。 ※連絡・理由なく遅れた場合は、補助金が交付できない場合があります。 (2) 住所移転等をした場合は、住民票を必ず添付してください。 (3) 保守点検並び、法定検査（7、11 条検査）に係る浄化槽維持管理業務委託契約等の写しを提出してください。

※浄化槽設置整備費補助金申請については、工事着手前にご相談ください。

※予算の範囲内で補助金を交付するため、予算が無くなり次第、年度途中で申請受付を終了することがあります。

8. お問い合わせ先

高根沢町上下水道課

住所 〒329-1231 高根沢町宝石台一丁目7番地1

電話 028-675-2449

FAX 028-675-2445

Eメール suidou@town.takanezawa.tochigi.jp